議　第　４４　号

令和２年６月１５日提出

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長　遠　藤　洋　路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和５９年教委規則第６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の流行に伴う夏季休業日に関する特例）

７　令和２年度における第３条第１項第４号の規定の適用については、「７月２２日」とあるのは「８月１日」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

新型コロナウイルス感染症の流行による市立学校の臨時休校に伴い、必要な授業時間数を確保するための、令和２年度における夏季休業日に関する特例を定めるため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和２７年教育委員会規則第６号）第１条第８号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和５９年教育委員会規則第６号）新旧対照表

改正案	現行
附　則 １　この規則は、公布の日から施行する。 ２～６　（同右） **（新型コロナウイルス感染症の流行に伴う夏季休業日に関する特例）** **７　令和２年度における第３条第１項第４号の規定の適用については、「７月２２日」とあるのは「８月１日」とする。**	附　則 １　この規則は、公布の日から施行する。 ２～６　（略） **【追加】**

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和５９年教育委員会規則第６号）読替え前後対照表

附則第７項の規定による読替え後の規定	附則第７項の規定による読替え前の規定
（休業日） 第３条　休業日は、次のとおりとする。 (1)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日 (2)　日曜日及び土曜日 (3)　学年始休業日　４月１日から４月８日まで (4)　夏季休業日　**８月１日**から８月２８日まで (5)　冬季休業日　１２月２５日から１月７日まで (6)　学年末休業日　３月２５日から３月３１日まで (7)　学年を通じ１０日以内で校長において指定する日	（休業日） 第３条　休業日は、次のとおりとする。 (1)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日 (2)　日曜日及び土曜日 (3)　学年始休業日　４月１日から４月８日まで (4)　夏季休業日　**７月２２日**から８月２８日まで (5)　冬季休業日　１２月２５日から１月７日まで (6)　学年末休業日　３月２５日から３月３１日まで (7)　学年を通じ１０日以内で校長において指定する日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料１

臨時休業に伴う夏季休業日について(案)

１　基本的な考え方について

【小・中学校】

（１）標準時数を確保することを目的とせず、学習指導要領における内容の定着に重点を置く。

（２）臨時休業期間に行った家庭学習やオンライン授業等の学習状況及び成果を確認できる場合は、再度授業で取り扱わないことができる。

（３）標準時数の確保を目的とする土曜授業や７時間授業は行わない。

（４）授業を優先するとともに、学校行事の精選および内容や方法の工夫を行う。

（５）各教科等の年間計画を見直し、総合的に授業時数の縮減を行う。

（６）特に授業時数が不足する学年については臨時登校日を設けることができる。

【幼稚園】

（７）夏季休業日については短縮せず、予定通りとする。

【高等学校・ビジネス専門学校】

（８）状況に応じ、各学校長が定める。

【特別支援学校】

（９）管理運営に関する規則の規定により、小中学校に準じる。（あおば支援学校）

（10）状況に応じ、学校長が定める。（平成さくら支援学校）

２　小中学校の夏季休業日について

案１）短縮しない（当初の予定通り）

①　例年通りの夏休みとなり心身にゆとりをもって生活ができる。

②　授業時数を確保するために、課業日の学校生活にゆとりがなくなる。

③　中学３年生については臨時登校日を設ける必要がある。

案２）６日間短縮する

①　中学３年生以外の学年の授業日数をほぼ補うことができる。

②　熱中症が心配される。

③　案１）より少ないが、中学３年生については臨時登校日を設ける必要がある。

案３）１２日間短縮する

①　全学年の授業日数をほぼ補うことができる。

②　熱中症が心配される。

③　中学３年生についても臨時登校日を設けなくてよい。

3　夏休みを短縮する（授業日とする）時期について

（1）時期について

時期	夏休みの開始を遅らせる	夏休みの終わりを早める
理由	６月１日の学校再開後、児童生徒が学校生活に慣れてきている。	７月の後半より８月の後半が平均気温で１℃程度低い。

（2）期日について

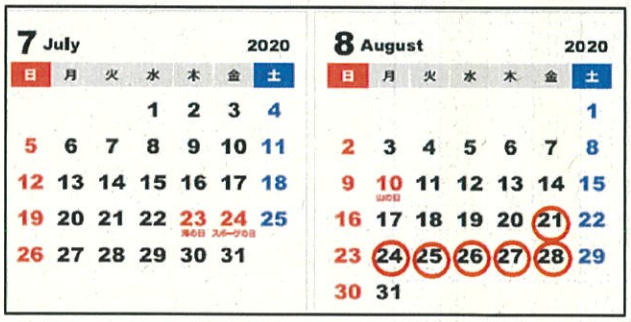
① 短縮しない



② ６日間、前半を短縮する



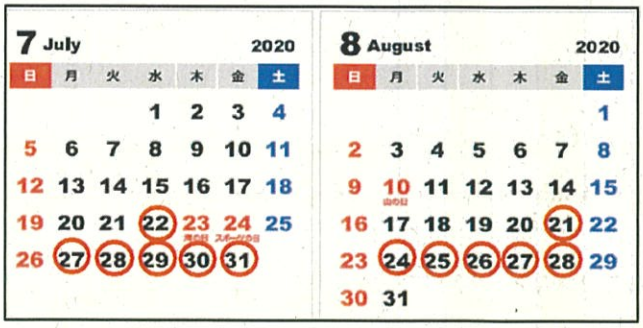
③ ６日間、後半を短縮する



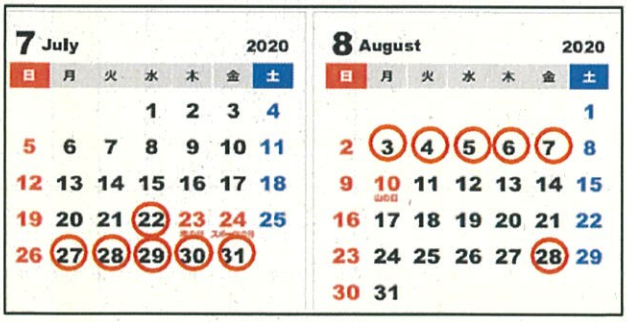
④ ６日間、前後半に分けて短縮する



⑤ １２日間、前後半に分けて短縮する



⑥ １２日間、前半を短縮する



参考資料２

１．不足する日数について

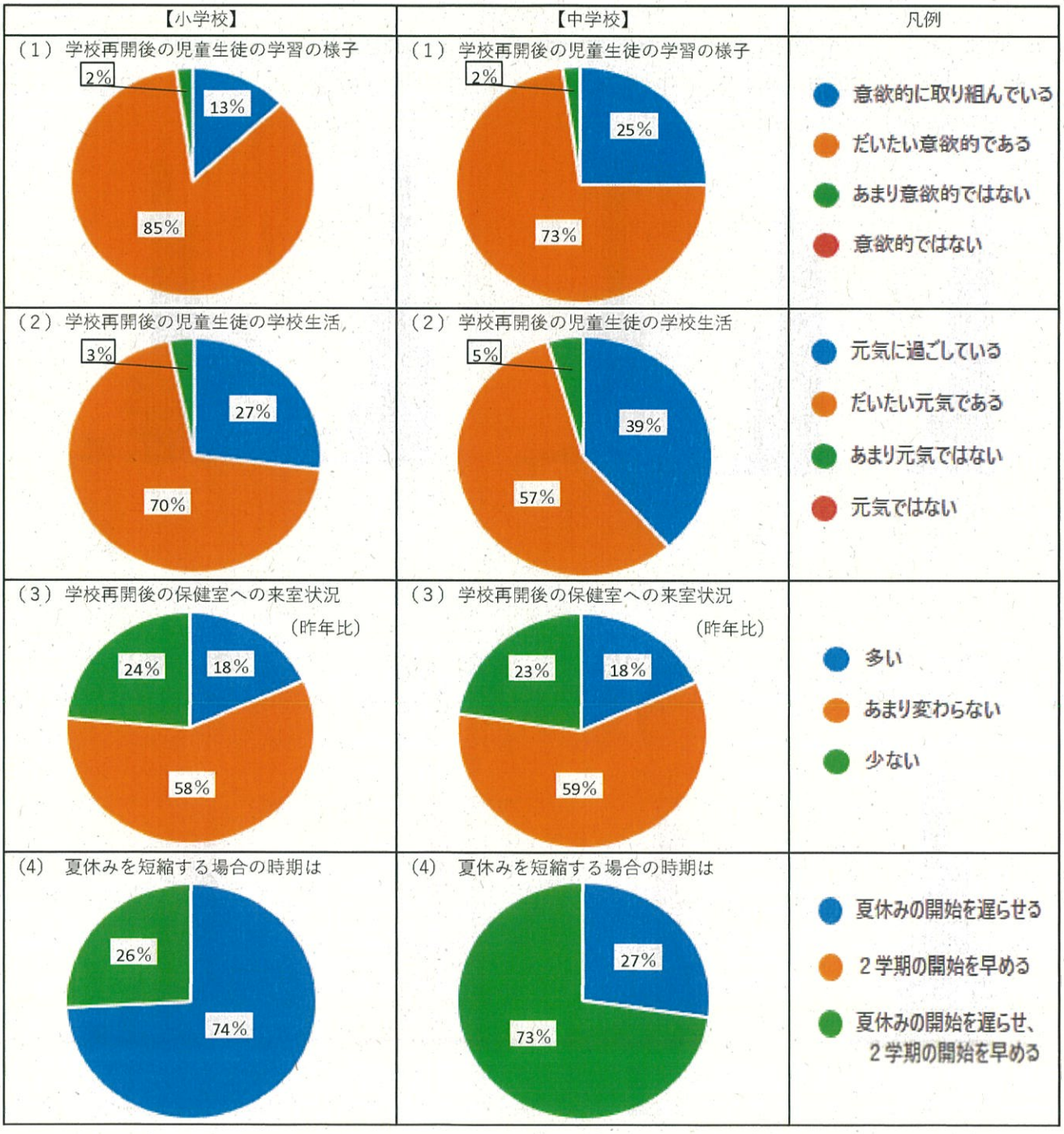
	各学年	(ａ)標準授業時数	(b)学校行事等の精選時数 ※令和２年度の学校行事等実施予定時数の平均を2/3で算出	(c)学校再開後の実施可能な授業時数（６月～３月分）	(d)オンライン授業や家庭学習等を授業として置き換えることができる授業時数（４月～５月分）	不足する時数 (a)+(b)-[(c)+(d)]	不足する日数
小学校	1年	850	28.4	835	32.0	11.4	2.3
	2年	910	27.3	870	35.3	32.0	5.9
	3年	980	28.5	940	42.6	25.9	4.6
	4年	1015	39.9	975	47.8	32.1	5.5
	5年	1015	57.3	975	53.7	43.6	7.5
	6年	1015	55.2	969	55.5	45.7	7.9
中学校	1年	1015	34.5	975	42.5	32.0	5.5
	2年	1015	42.9	975	42.8	40.1	6.9
	3年	1015	26.9	927	45.1	69.8	12.0

参考資料３

学校再開後の児童生徒の学校生活の状況と夏休みの短縮時期について

１　調査〆切　　６月１０日（水）

２　調査結果



３　考察

（１）児童生徒は、学校再開後、学習や学校生活においておおよそ意欲的に取り組めている。

（２）児童生徒は、学校再開後、昨年の同時期と比べた保健室への来室状況はあまり変わらない。

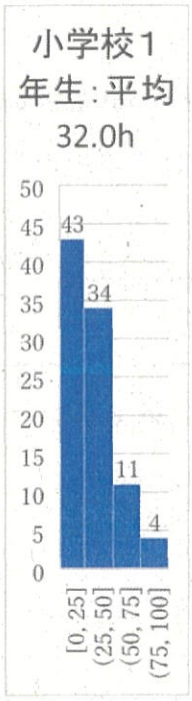
（３）学校は、夏休みを短縮する場合、夏休みの開始を遅らせる方がよいと考えている。

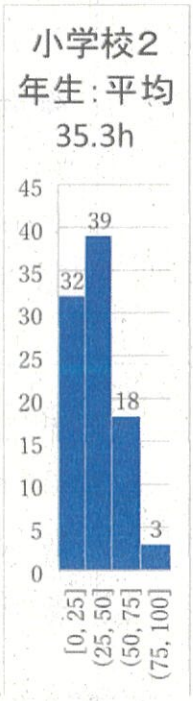
参考資料４

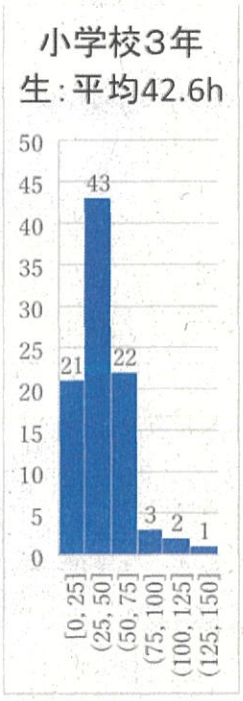
【学習状況調査集計結果】

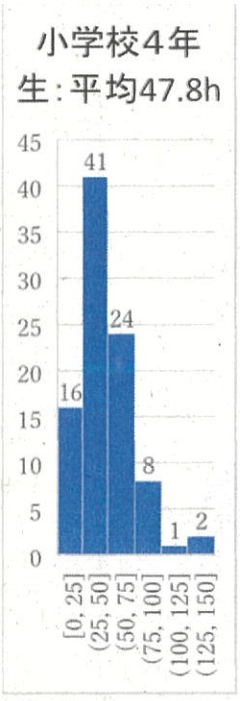
問い：臨時休業期間に行った家庭学習やオンライン授業等は、年間指導計画の何時間分に相当するか

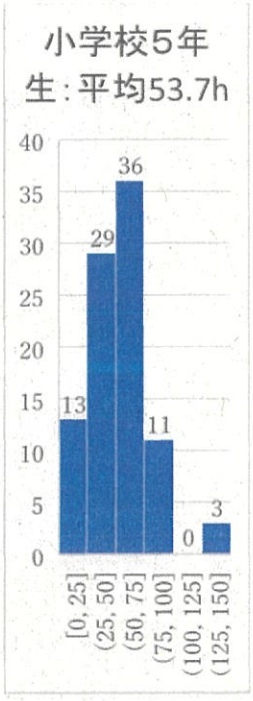
結果：全体平均 44.1h（小学校平均 44.5h、中学校平均 43.5h）

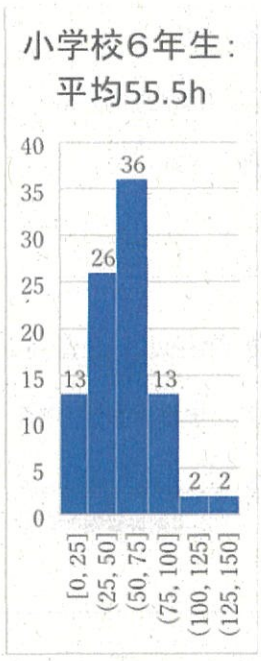


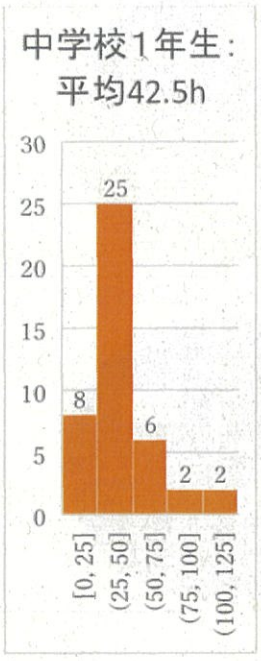


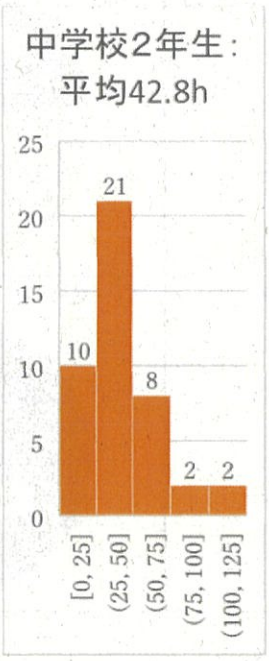


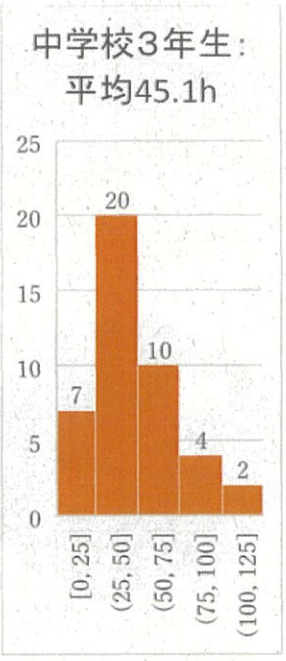












（グラフの縦軸が校数、横軸が時間数の幅）